

平成29年8月25日
旅客課（乗合班）

「盲導犬を連れた盲人の乗合バス乗車について（S61.2.19）」の廃止について

今般、盲導犬関係団体より、盲導犬を連れて乗合バスに乗車する際の取り扱いを定めた運輸省地域交通局長通達（昭和61年）の運用見直し要望があり、検討した結果、本日付廃止することといたしました。

【廃止理由】

(1) 平成14年に成立した身体障害者補助犬法において、

①身体障害者補助犬を使用する身体障害者は補助犬の管理を適切に管理する義務が課されている

②補助犬については認定制度において、他人に迷惑を及ぼさないことその他適切な行動をとる能力を有すると認められている

以上のことが規定されていることから、局長通達の趣旨（一般乗客への配慮等）は同法で担保されている。

(2) 乗合バス以外の他の交通機関（鉄道、国内旅客船、国内航空）では「口輪の携帯」を求める等の運用は行っていない。

(参考)

S61.2.19 「盲導犬を連れた盲人の乗合バス乗車について(以下「局長通達」)発出

H14.5.29 「身体障害者補助犬法」成立

H28.11.2 全国盲導犬施設連合会より旅客課へ局長通達の廃止について要望あり

H29.8.25 局長通達廃止